

## 新型コロナウイルス感染症

1010848

## 新型コロナワクチン接種などのお知らせ

1002295

### ■ 3回目のワクチン接種

2回接種を終了した人のうち、**概ね8カ月以上**経過した18歳以上の人は3回目の接種対象となります。3回目予診票は、対象になった人から住民登録のある住所宛てに順次発送します。



(3回目予診票)

国の方針に基づき接種体制などを整え、早ければ12月に接種を開始しますので、接種を検討している人はかかりつけの医療機関に相談してください。※事情により、住民登録のある住所と居住地が異なるなど予診票の入手が困難な場合は、来年1月28日(金)までに健康課窓口または沼田市コロナワクチンコールセンターまでご相談ください

### ■外国人や海外で接種した人のワクチン接種

住民票の有無に関わらずワクチン接種を希望する外国人や、海外で接種して3回目を希望する人などは、健康課窓口または沼田市コロナワクチンコールセンターにご相談ください。

#### －インフルエンザ予防接種期間の延長－

ワクチン供給などの都合により、延長します。  
**対象** 定期接種、費用助成事業(小児・妊婦など)  
**期間** (新) **来年1月末まで** (旧) 今月末まで  
新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐためにも、感染症予防にご協力ください。



今冬のインフルエンザに関する情報はこちらから(厚労省HP)

問合せ (新型コロナ) 沼田市コロナワクチンコールセンター ☎ 25-8861、(インフル) 健康課予防係 ☎ 内線 3163

## 消費生活の窓

悪質な訪問購入業者にご注意を!

1001907

## 不要品はありませんか? は訪問購入の入り口です

訪問購入とは、買い取り事業者が事前に電話で連絡を入れ、消費者から訪問の同意を得た上で物品を買い取る形態です。自宅では不要品を買い取ってもらおうとした際に「強引に貴金属を買い取られた」など、訪問購入に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。このような悪質な事業者による被害に遭わないよう注意しましょう。

### ●買い取り事業者が訪問してきたときは・・・



- ▽突然訪問してきた買い取り事業者は家に入れない
- ▽できるだけ1人で対応せず、信頼できる人に同席してもらう
- ▽事前に買い取りの約束をした物以外は売らない
- ▽貴金属はむやみに見せない、触らせない

### ●買い取り事業者と契約したときは・・・

- ▽契約書面を受け取り、買い取り価格や買い取り事業者の名称、連絡先を確認しましょう
- ▽クーリングオフ制度を利用しましょう。契約書面を受け取った日から8日間は、買い取り事業者
- ▽クーリングオフ期間中は、物品の引き渡しを拒むことができるため、冷静に考えてから引き渡しましょう
- ※適用外あり(2輪を除く自動車、家具、大型家電、本、CDやDVD、ゲームソフト類・有価証券)
- ▽トラブルになったときは、消費生活センターへ相談しましょう

### クーリングオフ



問合せ 消費生活センター ☎ 20-1500(相談時間:土・日曜日、祝日を除く、午前9時～正午、午後1時～4時)  
※お困りの際は上記センター、または消費者ホットライン【局番なしの188(いやや)】にご相談ください